

鎌倉市国民健康保険条例（昭和 34 年 9 月条例第 13 号）第 14 条第 1 項の規定により、令和 8 年度分鎌倉市国民健康保険料率等を次のとおり確定したので同条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年（2026 年）5 月 28 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 確定料率

	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額	子ども・子育て 支援納付金賦課額
(1) 所得割料率 *基礎控除後の総所得金額に乗じる率	6.97%	3.20%	2.99%	0.29%
(2) 均等割額 *被保険者 1 人につきかかる年額	28,530 円	14,130 円	11,190 円	1,740 円
(3) 18 歳以上被保険者均等割 *18 歳未満被保険者にかかる 均等割額を負担する分				85 円
(4) 平等割額 *特定世帯 1 世帯に係る年額 *特定継続世帯 1 世帯にかかる年額	16,080 円 (8,040 円) (12,060 円)	6,120 円 (3,060 円) (4,590 円)	5,310 円	
(5) 賦課限度額（年間）	670,000 円	260,000 円	170,000 円	30,000 円

2 軽減措置

(1) 国の定める所得金額を下回る世帯に対して減額する額

ア 軽減 1（総所得金額等が 430,000 円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000 円以下の世帯）
令和 8 年度被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額に 10 分の 7 を乗じた額

イ 軽減 2（総所得金額等が 430,000 円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000 円 + (310,000 円 × 加入者及び特定同一世帯所属者の合計) 以下の世帯）
令和 8 年度被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額に 10 分の 5 を乗じた額

ウ 軽減 3（総所得金額等が 430,000 円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000 円 + (570,000 円 × 加入者及び特定同一世帯所属者の合計) 以下の世帯）
令和 8 年度被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額に 10 分の 2 を乗じた額

(2) 未就学児に係る均等割額を減額する額

ア 未就学児に係る均等割額に 10 分の 5 を乗じた額

イ 軽減措置 (1) 各項に該当する場合、軽減措置後のその未就学児に係る均等割額に 10 分の 5 を乗じた額

(3) 18 歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援金賦課額均等割額を減額する額

ア 18 歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援金賦課額均等割額を全額軽減します。

イ 軽減措置 (1) 各項に該当する場合、軽減措置後のその 18 歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援金賦課額均等割額を全額軽減します。